

広島県収受		
第 号		
30. 7. 25		
処理期限	月	日
分類記号	保存年限	

薬生機審発0725第1号
平成30年7月25日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)

次世代医療機器・再生医療等製品評価指標の公表について

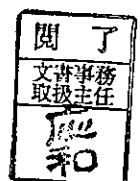
厚生労働省では、医療ニーズが高く実用可能性のある次世代医療機器・再生医療等製品について、審査時に用いる技術評価指標等をあらかじめ作成し、公表することにより、製品開発の効率化及び承認審査の迅速化を図る目的で、評価指標を検討してきたところです。

今般、ヒト（同種）表皮（皮膚）再生の評価を行うに当たって必要と考えられる資料、評価のポイント等が評価指標（ワーキンググループ座長：東京医科大学形成外科学講座 松村一）として別紙の通りとりまとめられましたので、下記に留意の上、製造販売承認申請に当たって参考とするよう、貴管内関係事業者に対して周知いただきますよう御配慮願います。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長、日本製薬団体連合会会長、日本製薬工業協会会長、米国研究製薬工業協会在日執行委員会委員長、欧州製薬団体連合会在日技術委員会委員長、一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム会長、一般社団法人日本再生医療学会理事長及び日本遺伝子細胞治療学会理事長宛て送付することを申し添えます。

記

1. 評価指標とは、承認申請資料の収集やその審査の迅速化等の観点から、製品の評価において着目すべき事項（評価項目）を示すものである。評価指標は、法的な基準という位置付けではなく、技術開発の著しい次世代医療



機器・再生医療等製品を対象として現時点で考えられる評価項目を示した
ものであり、製品の特性に応じて、評価指標に示すもの以外の評価が必要
である場合や評価指標に示す評価項目のうち適用しなくてもよい項目が
あり得ることに留意すること。

2. 個々の製品の承認申請に当たって必要な資料・データを収集する際は、評
価指標に示す事項についてあらかじめ検討するほか、可能な限り早期に独
立行政法人医薬品医療機器総合機構の対面助言を活用することが望まし
いこと。